

## 参 考 条 文

- 1 一般職国家公務員のフレックスタイム制及び休憩時間関係条文・・・・・・・・・・ 1
- 2 フレックスタイム制の適用について  
(平成28年2月5日職職一30 人事院事務総長通知)・・・・・・・・・・ 30
- 3 民間労働者のフレックスタイム制及び休憩時間関係条文・・・・・・・・・・ 34

一般職国家公務員のフレックスタイム制及び休憩時間関係条文

(令和4年4月1日現在)

<p>一般職の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律 (平成六年法律第三十三号) (抄)</p>	<p>人事院規則一五―一四 (職員の勤務時間、休日及び休暇) (抄)</p>	<p>職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について (平成六年七月二十七日職職―三二八 人事院事務総長通知) (抄)</p>
<p>(一週間の勤務時間) 第五条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり三十八時間四十五分とする。 2 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、各省各庁の長が定める。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第六条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。 2 各省各庁の長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>(勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務</p>	<p>第三 勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤</p>

3 各省各庁の長は、職員（人事院規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員（の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、職員（の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事院規則で定める期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。）

時間の割振りの基準等）

第二条 勤務時間法第六条第三項の人事院規則で定める職員は、皇宮警察学校初任科、航空保安大学校又は気象大学校の学生とする。

第三条 勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間は、一日につき六時間以上とする。ただし、休日（勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日という。以下同じ。）その他人事院の定める日（以下この条及び第四条の三において「休日等」という。）については、七時間四十五分（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、当該再任用短時間勤務職員等の勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第一項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第四条の三第一項第二号において同じ。）とすること。

二 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が部局又は機関ごとにかじめ定める連続する五時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

務時間の割振り並びに同条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等関係

1 規則第三条第一項第一号の「人事院の定める日」は、次のとおりとする。

- (1) 職員が日を単位として出張する日
- (2) 職員が規則第十条第一号に掲げる研修（同条の人事院が定める基準に適合するものに限る。）を受ける日
- (3) 第十七の第二項による計画表等により、職員が休暇を使用して一日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかでない日



ができる。

一 給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員（試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関の長及び次長を除く。以下この号において「特定研究職員」という。）、「任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」（以下この号において「任期付研究員」という。）又は試験研究に関する業務の遂行を支援する業務に従事する職員（特定研究職員のうち試験研究に関する業務に従事する職員又は任期付研究員の指揮監督の下に業務の相当の部分を自らの判断で遂行する職員に限る。）次に掲げる基準

イ 勤務時間は、一日につき二時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。

ロ 月曜日から金曜日までの五日間のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間三十分以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

二 給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、調査、研究又は情報の分析を主として行う職員その他各省各庁の長が人事院と協議して定める職員 次に掲げる基準

イ 勤務時間は、一日につき四時間以上（各省各庁の長が、公務の能率の向上に特に資すると認める場合は、二時間以上）とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。

2 規則第三条第二項第一号の「次長」とは、試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関において、その長の職務全般についてこれを直接補佐する職員をいう。

3 規則第三条第二項第一号の「試験研究に関する業務の遂行を支援する業務」には、人事、会計その他の庶務に関する業務は含まれないものとする。

4 規則第三条第二項第二号の規定による人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。

- (1) 協議の対象となる職員が占める官職及びその職務内容
- (2) 規則第三条第二項の規定を適用しようとする理由
- (3) その他必要な事項

ロ 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯（各省各庁の長が、公務の能率の向上に特に資すると認める場合は、月曜日から金曜日までの五日間のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯）において、休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間三十分以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

三 矯正施設（矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号に規定する矯正施設をいう。以下この号及び第十条第二号において同じ。）の長である矯正医官（同法第二条第二号に規定する矯正医官をいう。以下この号及び第十条第二号において同じ。）以外の矯正医官であつて、矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所における医療に関する調査研究若しくは情報の収集若しくは交換又は矯正施設内における医療に関する調査研究に従事するもの月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、各省各庁の長があらかじめ定める連続する二時間がその一部となるようにすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とする。

3 再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第一号（ただし書を除く。）及び第二号又は第二項各号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）に定める基準によること。

5 規則第三条第三項（規則第四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該再任用短時間勤務職員等（規則第三条第一項第一号に規定する再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考

らないことができるものとする。

4 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第二号又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号（ただし書を除く。）に定める基準によらないことができるものとする。

慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。

6 規則第三条第四項（規則第四条の第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とし、規則第三条第四項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ、(1)の規定により始業若しくは終業の時刻を設定し、(2)の規定により休憩時間を延長し、又は(3)の規定により休憩時間を置き、若しくは延長するために必要と認められる範囲内に限る。この場合において、各省各庁の長は、(3)の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するなどその内容について確認するものとする。

(1) 超過勤務（規則第十六条に規定する超過勤務をいう。以下同じ。）による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を規則第三条第一項第二号又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号（規則第四条の第三項において準用する場合にあつては、同条第一項第三号）に規定する各省各庁の長があらかじめ定める連続する時間（以下「コアタイム等」という。）の始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイム等の終わる時刻より前に設定する必要がある場合

(2) 職員が規則第四条第二項（規則第四条の第三項において準用する場合にあつては、規則第四条の第三項）の規定により割り振られる勤務時間の一部の時間帯において在宅勤務（職員の住居における勤務をいう。第六の第四項において同じ。）を行う場合（当該時間帯の直前又は直後に置く第二十二項の規定によりあらかじめ周知した休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要と

第四条 勤務時間法第六条第三項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならぬ。

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。

なる場合に限る。）において、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長する必要があるとき。  
(3) 規則第四条の五の二に規定する職員が、第六の第三項若しくは第六項の規定によりコアタイム等の始まる時刻から終わる時刻までの間に休憩時間を置く必要がある場合又は休憩に必要な時間を確保するために規則第七条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。第六の第三項及び第六項において同じ。）の規定による休憩時間を延長する必要がある場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。）

7 職員が規則第四条第一項又は第四条の四第一項の申告をする場合には、十五分を単位として行うものとする。各省各庁の長が規則第四条第二項若しくは第四条の四第三項の規定により勤務時間を割り振り、又は規則第四条第三項若しくは第四条の四第四項の規定により勤務時間の割り振りを変更する場合においても、同様とする。

8 再任用短時間勤務職員等については、単位期間（規則第四条の二に規定する単位期間をいう。第四の第一項を除き、以下同じ。）に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。

9 規則第四条第二項の規定による勤務時間の割り振り並びに規則第四条の四第三項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割り振りは、単位期間の開始以前に行うものとし、規則第四条第二項の規定による勤務時間の割り振りは、できる限り、単位期間が始まる日の前日から起算して一週間前の日までに行うものとする。



一 前条第一項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるとする。

二 前条第二項に定める基準に係る申告 当該申告どおりに勤務時間を割り振るものとする

10 規則第四条第二項第一号後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日については勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとする。

(1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が七時間四十五分（再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法第六条第一項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この(1)、第十三項(1)ア及び第十七項(1)において同じ。）を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が七時間四十五分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間（各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の勤務時間帯等を考慮して、七時間四十五分となるように定める標準的な一日の勤務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻又は官庁勤務時間（大正十一年閣令第六号（官庁勤務時間並休暇に関する件）第一項に定める官庁の勤務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁勤務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。

11 規則第四条第二項第二号ただし書の規定による勤務時間の割振りは、前項(1)に定める基準に

る。ただし、当該申告どおりの勤務時間の割り振りによると公務の運営に支障が生ずると認められる場合には、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

### 3

各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、前項の規定による勤務時間の割り振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割り振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割り振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定による勤務時間の割り振り又はこの項の規定による勤務時間の割り振りの変更の後、又は当該変更の事由により、当該勤務時間の割り振り又は当該変更の後の勤務時間の割り振りによると公務の運営に支障が生ずると認められる場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

適合するように行うものとするほか、始業の時刻を申告された始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に設定し、かつ、終業の時刻を申告された終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に設定するものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日については、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日に、勤務時間の数を割り振るときは、必要限度において勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その日の選択及び勤務時間の割り振りに当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

### 12

規則第四条第二項第一号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第三項第二号の場合における変更は、各省各庁の長が当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、かつ、第十項(1)及び(2)に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、勤務時間の割り振りを変更しようとする日(以下「変更日」という。)について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割り振りの変更にあつた

つては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

規則第四条第二項第二号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第三項第二号の場合における変更は、次に定めるところによる。

(1) 変更日の属する単位期間が始まる日の前日から起算して一週間前の日までに勤務時間の割振りの変更を行うときは、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合において、変更日について既に割り振られていない勤務時間数を変更するときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について次に掲げる基準に適合するように既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間の割り振りを変更することができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

ア 勤務時間を延長する日については、延長後の勤務時間が七時間四十五分を超えないようにし、勤務時間を短縮する日については、短縮後の勤務時間が七時間四十五分を下回らないようにすること。

イ 変更前の始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に始業の時刻を設定し、かつ、変更前の終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に終業の時刻を設定すること。

(2) 変更日の属する単位期間が始まる日の前日から起算して一週間前の日後に勤務時間の割り振りの変更を行うときは、当該変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更せず、かつ、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。

ア 変更日の勤務時間が七時間四十五分以下の場合には、変更前の始業の時刻と標準勤

4 申告並びに第二項の規定による勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。

14

勤務時間の始まる時刻との間に始業の時刻を設定し、又は変更前の終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に終業の時刻を設定すること。  
イ 変更日の勤務時間が七時間四十五分を超えている場合には、変更前の始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に始業の時刻を設定し、かつ、変更前の終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に終業の時刻を設定すること。

(1) 規則第四条第四項（規則第四条の第五項において準用する場合を含む。）の申告簿及び割振り簿については、次に定めるところによる。  
ア 申告簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

イ 申告の対象とする期間

ウ 始業及び終業の時刻又はこれに代わる勤務時間の形態（規則第四条の第五項において準用する場合）については、当該時刻及び勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日とする日又はこれらに代わる勤務時間の形態。（2）ウにおいて同じ。）

エ 割振り後の勤務時間の変更

オ 本人の確認

カ 申告年月日

(2) 割振り簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の氏名

イ 割振りの対象とする期間

ウ 始業及び終業の時刻又はこれに代わる勤務時間の形態

エ 割振り後の勤務時間の変更

オ 各省各庁の長の確認

カ 割振り年月日

(3) 申告簿及び割振り簿を作成する際の参考例

4 各省各庁の長は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める

第四条の二 勤務時間法第六条第三項の人事院規則で定める期間（次条第一項において「単位期間」という。）は、勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事院の定める場合にあつては、人事院の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とし、同条第四項の規定に基づく週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについては一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

（勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等）  
第四条の三 勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。  
一 勤務時間法第六条第一項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位

15

を示せば、別紙第一のとおりである。  
規則第四条の二の「人事院の定める場合」は次に掲げる場合とし、各省各庁の長は、当該場合の区分に応じ、同条の規定により勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める一週間、二週間又は三週間とする。  
(1) 部局又は機関内の職員について規則第四条第二項の規定による勤務時間の割振りに係る単位期間が始まる日を同一の日とすることが公務の円滑な運営に必要と認める場合において、勤務時間を割り振ろうとする日の初日が当該部局又は機関内の他の同条第一項の申告を行った職員の勤務時間の割振りに係る単位期間の中途の日であるとき 当該初日から当該単位期間の末日までの期間  
(2) 勤務時間を割り振ろうとする日の初日から起算して四週間を経過する日前に国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の二第一項の規定による退職その他の離職をすることが明らかである場合 当該初日から当該離職をする日までの期間  
(3) 育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振ろうとする職員の育児短時間勤務の期間をその初日から四週間ごとに区分した場合において、最後に四週間未満の期間を生じたとき 当該期間

場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができ

期間が一週間である場合にあつては、単位期間。次号において「区分期間」という。）ご

とにつき一日を限度とすること。

二 勤務時間は、一日につき四時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とするものとし、区分期間（前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ご

とにつき一日（次号において「特例対象日」という。）については、四時間未満とするこ

とができるものとする。

三 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間三十分以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

四 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

## 2

第三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」と、「第一項第一号（ただし書を除く。）及び第二号又は第二項各号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）」とあるのは「第四条の三第一項第二号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第三号」と、同条第四項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」と、「第一項第二号又は第二項第一号口、第二号口若しくは第三号（ただし書を除

## 5

【再掲】

規則第三条第三項（規則第四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該再任用短時間勤務職員等（規則第三条第一項第一号に規定する再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。

## 6

規則第三条第四項（規則第四条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の「人事院の定める場合」は、次に

く。一とあるのは「第四条の三第一項第三号」と読み替えるものとする。

掲げる場合とし、規則第三条第四項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ、(1)の規定により始業若しくは終業の時刻を設定し、(2)の規定により休憩時間を延長し、又は(3)の規定により休憩時間を置き、若しくは延長するたに必要と認められる範囲内に限る。この場合において、各省各庁の長は、(3)の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するなどその内容について確認するものとする。

(1) 超過勤務（規則第十六条に規定する超過勤務をいう。以下同じ。）による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を規則第三条第一項第二号又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号（規則第四条の三第二項において準用する場合にあつては、同条第一項第三号）に規定する各省各庁の長があらかじめ定める連続する時間（以下「コアタイム等」という。）の始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイム等の終わる時刻より前に設定する必要がある場合

(2) 職員が規則第四条第二項（規則第四条の三第二項において準用する場合にあつては、規則第四条の四第三項）の規定により割り振られる勤務時間の一部の時間帯において在宅勤務（職員の住居における勤務をいう。第六の第四項において同じ。）を行う場合（当該時間帯の直前又は直後に置く第二十二項の規定によりあらかじめ周知した休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となる場合に限る。）において、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長する必要があるとき。

(3) 規則第四条の五の二に規定する職員が、第六の第三項若しくは第六項の規定によりコア

第四条の四 勤務時間法第六条第四項の職員  
の申告は、前条に定める基準に適合するものでな  
ければならない。

16

タイム等の始まる時刻から終わる時刻までの間に休憩時間を置く必要がある場合又は休憩に必要な時間を確保するために規則第七条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。第六の第三項及び第六項において同じ。）の規定による休憩時間を延長する必要がある場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。）

職員は、規則第四条の四第一項の規定による申告に当たっては、次に定めるところにより、状況届を提出するものとする。

(1) 状況届は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の所属及び氏名

イ 当該申告に係る子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。第二十項(3)及び(4)を除き、以下同じ。）の氏名、職員との同居又は別居の別、職員との続柄等（当該子が勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者である場合にあつては、その事実）、生年月日及び養子縁組の効力が生じた日

ウ 当該申告に係る要介護者（規則第四条の五第三項第二号に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。第十九項、別紙第一の二及び別紙第一の三において同じ。）の氏名、職員との同居又は別居の別及び職員との続柄並びに当該要介護者の状態及び具体的な介護の内容

エ 規則第四条の五の二に規定する職員の状況

(2) 状況届を作成する際の参考例を示せば、別



2 各省各庁の長は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 各省各庁の長は、申告を考慮して前条第一項第一号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、各省各庁の長は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当

- 17 規則第四条の四第三項後段に規定する公務の運営に支障が生ずると認める場合における週休日の設定及び勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに週休日を設け、又は勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について、それぞれ当該週休日を勤務日とするとき又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について週休日とし、又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その週休日とする日の選択に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。
- (1) その勤務日とする日又は申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、当該勤務日とする日に割り振る勤務時間又は延長後の勤務時間が七時間四十五分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が七時間四十五分を下回らないようにすること。
- (2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間の始まる時刻又は官庁勤務時間の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁勤務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。

する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認められる場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

5

前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「申告並びに

18

規則第四条の四第四項第二号の場合における週休日及び勤務時間の割振りの変更は、各省各庁の長が当該週休日又は当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、前項(1)及び(2)に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、当該週休日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を週休日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その週休日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択及び勤務時間の割振りの変更にあたっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

14

【再掲】

規則第四条第四項（規則第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の申告簿及び割振り簿については、次に定めるところによる。

第二項」とあるのは「第四条の四第二項に規定する申告並びに同条第三項」と、「勤務時間の割振り及び前項」とあるのは「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに同条第四項」と、「勤務時間の割振りの」とあるのは「週休日及び勤務時間の割振りの」と読み替えるものとする。

一 子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に

第四条の五 勤務時間法第六条第四項第一号のその他これらに準ずる者として人事院規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委

- (1) 申告簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。
  - ア 職員の氏名
  - イ 申告の対象とする期間
  - ウ 始業及び終業の時刻又はこれに代わる勤務時間の形態（規則第四条の四第五項において準用する場合にあつては、当該時刻及び勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日とする日又はこれらに代わる勤務時間の形態。(2)ウにおいて同じ。)
  - エ 割振り後の勤務時間の変更
  - オ 本人の確認
  - カ 申告年月日
- (2) 割振り簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。
  - ア 職員の氏名
  - イ 割振りの対象とする期間
  - ウ 始業及び終業の時刻又はこれに代わる勤務時間の形態
  - エ 割振り後の勤務時間の変更
  - オ 各省各庁の長の確認
  - カ 割振り年月日
- (3) 申告簿及び割振り簿を作成する際の参考例を示せば、別紙第一のとおりである。

委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者をいう。第二十条第一項において同じ。）の介護をする職員であつて、人事院規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事院規則で定めるもの

託されている当該児童とする。

2 勤務時間法第六条第四項第一号のその他人事院規則で定める者は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第二において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院が定めるもの

3 勤務時間法第六条第四項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

二 勤務時間法第六条第四項第一号に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

第四条の五の二 勤務時間法第六条第四項第二号の人事院規則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）第九条第一項に規定する健康管理医が認めるものとする。

19 規則第四条の五第二項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。

20 規則第四条の五第二項第二号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる者とする。

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子

21 規則第四条の五の二の「勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者」であることについては、職員の申出により、健康管理医が、当該職員を診断した医師の意見書その他の必要な情報に基づき判断するものとする。

第四条の六 第四条の四第三項の規定により週休日  
を設け、及び勤務時間を割り振られた職員  
は、第四条の五第三項各号に掲げる職員又は前  
条に規定する職員に該当しないこととなった場  
合には、遅滞なく、その旨を各省各庁の長に届  
け出なければならぬ。

2 前項の届出は、状況変更届により行うものと  
し、状況変更届に関し必要な事項は、事務総長  
が定める。

3 第四条の四第二項の規定は、第一項の届出に  
ついて準用する。

第四条の七 第四条の四第三項の規定により週休  
日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員  
が、単位期間の途中において第四条の五第三項  
各号に掲げる職員又は第四条の五の二に規定す  
る職員に該当しないこととなった場合における  
当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務  
時間の割振りについては、引き続き、その該当  
しないこととなった直前に当該単位期間につい  
て設けられた週休日及び割り振られた勤務時間  
によることができるものとする。

22

規則第四条の六第二項の状況変更届について  
は、次に定めるところによる。

(1) 状況変更届は、各省各庁の長が作成し、次  
に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の所属及び氏名

イ 規則第四条の五第三項各号に掲げる職員  
又は規則第四条の五の二に規定する職員に

該当しないこととなった事由及びその発生  
日

(2) 状況変更届を作成する際の参考例を示せ  
ば、別紙第一の三のとおりである。

23

各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の  
規定により勤務時間を割り振り、又は同条第四  
項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を  
割り振ることとした場合には、あらかじめ次の  
事項について職員に周知するものとする。周知  
した事項を変更する場合においても、同様とす  
る。

(1) コアタイム等

(2) 始業及び終業の時刻を設定することができ

第九條（略）  
（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

2 各省各庁の長は、勤務時間法第六條第三項の規定により勤務時間を割り振り、若しくは同條第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行った場合には、人事院の定めるところにより、職員に對して速やかにその内容を通知するものとする。

- (3) 標準勤務時間の始まる時刻及び終わる時刻
- (4) 休憩時間
- (5) その他必要な事項

24

勤務時間法第六條第三項の規定により勤務時間を割り振った場合又は同條第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振った場合における規則第九條第二項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、前項の規定によりあらかじめ職員に周知している事項については、その記載を省略することができる。

(1) 規則第四條第二項の規定により勤務時間を割り振った場合には、各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

(2) 規則第四條第三項の規定により勤務時間の割振りを変更した場合には、変更された勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

(3) 規則第四條の四第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振った場合には、当該週休日並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

(4) 規則第四條の四第四項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを変更した場合には、変更により週休日となった日並びに変更された勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

25

各省各庁の長は、第二十三條(2)の時間帯の開始を午前八時より後に設定し、又は当該時間帯の終了を午後八時より前に設定する場合には、当該時間帯及び当該開始の時刻又は当該終了の時刻とする理由について人事院に報告するものとする。当該時間帯によらないこととした場合においても、同様とする。

情により特別の形態によつて勤務する必要のある職員については、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事院規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設け、及び当該期間につき第五条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該官庁の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である職員について、人事院と協議して、人事院規則の定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

（休憩時間）

第九条 各省各庁の長は、第六条第二項から第四項まで、第七条又は前条の規定により勤務時間を割り振る場合には、人事院規則の定めるところにより、休憩時間を置かなければならない。

（休憩時間）

第七条 各省各庁の長は、次に掲げる基準に適合するように休憩時間を置かなければならない。

一 おおむね毎四時間の連続する正規の勤務時間（勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の後に置くこと。

二 勤務時間法第六条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振る場合にあっては六十分（各省各庁の長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮し

第六 休憩時間関係

1 規則第七条第一項第一号の「おおむね毎四時間の連続する正規の勤務時間」は、最大限四時間三十分の勤務時間とする。

て必要があると認める場合は、四十五分）、それ以外の場合にあっては三十分以上とする

三 (略)

2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第二項の規定により勤務時間を割り振る場合において、前項第一号の規定によると能率を阻害すると認めるときは、同号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するように休憩時間を置くことができる。

一 正午から午後一時までの時間帯において、連続する正規の勤務時間が五時間三十分を超えることとなる前に休憩時間を置くこと。

二 前号の休憩時間の終わる時刻から連続する正規の勤務時間が五時間三十分を超えることとなる前に休憩時間を置くこと。

3 前項の規定は、勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振る場合について準用する。この場合において、前項第二号中「前号の休憩時間の終わる時刻から」とあるのは、「午後五時から午後七時までの時間帯において、」と読み替えるものとする。

2

(略)

早出遅出勤務に係る休憩時間の特例について

(平成30年12月13日職職一259 事務総長通知) (抄)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第6条第2項の規定により1日の正規の勤務時間が7時間45分とされている職員に、育児若しくは介護のため、超過勤務による疲労蓄積防止のため、修学等のため又は障害の特性等に応じるため早出遅出勤務をさせる場合において、始業の時刻を午前7時以後年、かつ、終業の時刻を午後10時以前とするときに、下記の1及び2のとりに休憩時間を置くことについては、平成31年1月1日以降、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第32条による人事院の承認があったものとして取り扱って差し支えありません。

- 1 60分(当該早出遅出勤務をさせる前の勤務時間の割振りにおいて、休憩時間を45分又は30分とされていた職員にあっては45分又は30分、休憩時間を延長されていた職員にあっては当該休憩時間のうち少なくとも60分)の休憩時間を午前11時30分から午後1時30分まで又は午後5時から午後7時までのいずれかの時間帯に置くこと。
- 2 当該休憩時間の前後に割り振られた正規の勤務時間が連続6時間30分を超えないこと。



4  
を甚だしく阻害し、又は職員  
の健康及び福祉に  
重大な影響を及ぼす場合には、  
人事院の定めるところに

3  
り基づき、同条第1項若しくは第7条第2項の規定に  
休憩時間を正午から午後一時までの間に

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第6条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振る場合の休憩時間の特例について  
（平成28年6月16日職職一156 人事院事務総長通知）（抄）

勤務時間法第6条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振る場合において、終業の時刻を午後8時以前とするときに、下記のとおり休憩時間を置くことについては、平成28年6月16日以降、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第32条による人事院の承認があったものとして取り扱って差し支えありません。

60分（各省各庁の長が、公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、45分）以上の休憩時間を、当該休憩時間の前後に割り振られた正規の勤務時間が連続6時間30分を超えないように置くこと。

5 ところにより、休憩時間について別段の定めを  
 することができ  
 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

置くことにより当該時間帯における業務を処理  
 するために必要な要員の確保ができない場合又  
 は規則第四条の五の二に規定する職員から、当  
 該時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻か  
 ら終業の時刻までの時間帯にも休憩時間を置く  
 ことについて申出があり、かつ、公務の運営に  
 支障がないと認められる場合には、規則第七条  
 第一項又は第二項の規定による休憩時間を分割  
 し、次の表の上欄に掲げるこれらの規定による  
 休憩時間の区分に応じて、正午から午後一時ま  
 での時間帯に同表の中欄に掲げる休憩時間を置  
 き、かつ、当該時間帯以外の正規の勤務時間の  
 始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に同表  
 の下欄に掲げる休憩時間を置くことができる。  
 この場合において、当該時間帯に、連続する正  
 規の勤務時間が四時間三十分を超えないよう  
 しなければならない。

規則第七条第一項又 は第二項による休憩 時間	正午から午後一時ま での時間帯に置く休 憩時間	四五分	六〇分
	上記以外の時間帯に 置く休憩時間	三〇分	
		一五分	四五分

4 各省各庁の長は、規則第七条第四項の規定に  
 基づき、勤務時間法第六条第二項の規定により  
 割り振られた勤務時間が七時間四十五分である  
 場合において、規則第七条第一項第二号の休憩  
 時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当する

こととなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

(1) 当該勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員が住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限り。）の適切な実施を確保できない場合 当該移動に要する時間を超えない範囲内

(2) 小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員又は勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者（別紙第一の二及び別紙第一の三を除き、以下「要介護者」という。）を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合であつて、当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。） 当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内

(3) 規則第四条の五の二に規定する職員の休憩に必要と認められる時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。） 休憩に必要と認められる時間を超えない範囲内

5 各省各庁の長は、規則第七条第四項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第一項第二号の休憩時間を、当該休憩時間が六十分とされている場合に

あつては四十五分又は三十分、四十五分とされている場合にあつては三十分に短縮することができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する場合

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合

(3) 要介護者を介護する職員が要介護者を介護する場合

(4) 交通機関を利用して通勤した場合に、出勤の時刻までの時間の住居を出発した時刻から始業の時刻までの時間に到着するまでの時間を合計した時間（交通機関を利用する時間に限る。）が、始業の時刻を遅らせ、又は終業の時刻を早めることにより三十分以上短縮されると認められるとき（始業及び終業の時刻を変更することにより、当該合計した時間を三十分以上短縮できる場合を除く。）

(5) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女子職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

(6) 始業の時刻から終業の時刻までの時間の短縮が規則第四条の五の二に規定する職員に必要と認められる場合

6 各省各庁の長は、規則第七条第四項の規定に基づき、規則第四条の五の二に規定する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合には、第三項又は規則第七条第一項若しくは第二項の規定により正午から午後一時までの時間帯に置く休憩時間に加え、当該時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に三十分又は十五分の休憩時間を置くことができる。この場合にお

(第二章から第四章までの規定についての別段の定め)

第三十二条 各省各庁の長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第三条、第四条の三、第五条、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項、第十四条第二項、第十六条の三第一項及び第三項並びに第十七条第一項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事院の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

7  
いて、勤務時間法第六条第二項の規定により勤務時間を割り振られた職員の始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

7  
各省各庁の長は、第三項、第四項(2)若しくは(3)、第五項又は前項の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するなどその内容について確認するものとする。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第6条第2項の規定により勤務時間を割り振る場合の休憩時間の特例について

(令和2年2月25日職職一96 人事院事務総長通知) (抄)

新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第6条第2項の規定により1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る場合において、下記の1及び2のとおり休憩時間をおくことについては、令和2年2月25日以降、当分の間、人事院規則15—14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第32条による人事院の承認があったものとして取り扱って差し支えありません。

- 1 60分(休憩時間を45分又は30分とされている職員にあつては45分又は30分、休憩時間を延長されている職員にあつては当該休憩時間のうち少なくとも60分)の休憩時間を午前11時30分から午後1時30分までの時間帯に置くこと。
- 2 当該休憩時間の前後に割り振られた正規の勤務時間が連続6時間を超えないこと。

職 職 ー 3 0

平成28年2月5日

人事院事務総長

フレックスタイム制の適用について

今般、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第1号）により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第3項（フレックスタイム制）等の改正が行われ、本年4月1日より、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制が拡充されることとなりました。

拡充するフレックスタイム制は、原則として全ての職員を対象とするものであり、適切な公務運営を確保しつつ、より柔軟な勤務形態の下で職員の能力発揮や公務貢献が期待できるものであることから、適用を希望する職員から申告が行われた場合には、可能な限り適用するよう努めることが基本となります。

各府省におかれては、下記の事項に留意の上、適正に運用いただくようお願いします。

記

1 適用の判断

(1) 適用の基本的な考え方

ア 拡充後のフレックスタイム制は、原則として全ての職員を対象とするも

のであり、適切な公務運営を確保しつつ、より柔軟な勤務形態の下で職員  
の能力発揮や公務貢献が期待できるものであることから、適用を希望する  
職員から申告が行われた場合には、可能な限り適用するよう努めることが  
基本となる。

イ 拡充後のフレックスタイム制は、公務の運営に支障がないと認める場合  
に職員の申告を考慮して勤務時間を割り振るものであるが、公務の運営に  
支障がないと認められるか否かについては、申告された勤務時間と、当該  
申告を行った職員や当該職員が所属する職場の職員の業務の内容や状況等  
を総合的に考慮し、適切な公務運営のための体制が確保できるかにより判  
断する。

当該判断は、上記のとおり、具体的な申告内容を業務の状況等に照らし  
て行うものであるため、職員の申告を経て個々の職員に対し具体的な割振  
りを行う段階で、現実に公務の運営に支障が生じるかにより判断する。

ウ 拡充後のフレックスタイム制における勤務時間の割振りは、上記のと  
おり、公務の運営に支障がないと認める場合に行うものであるため、申告ど  
おりの割振りによると公務の運営に支障が生じる場合には、必要に応じて、  
職員の申告を考慮しつつ、支障が生じないよう勤務時間帯や勤務時間数  
を変更して割り振ることとなる。なお、併せて仕事の進め方の見直しを行う  
等により、育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の  
申告どおりに割り振るよう努めるものとする。

## (2) 適用が困難な業務についての考え方

上記のとおり、申告が行われた場合には、可能な限り適用するよう努める  
ことが基本となるが、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保で



きない場合等、公務の運営に支障が生じる場合の考え方は次のとおりである。

#### ア 業務の性質上適用が困難な場合

業務の性質上、当該職員の勤務すべき時間帯が他律的に定まる場合や、当該時間以外では業務遂行ができない場合については、フレックスタイム制を適用すると公務の運営に支障が生じる場合として、職員の申告を待つまでもなく、適用ができないとすることとなる。

#### イ 必要な体制を確保できない場合

国民に対する行政サービスを提供する窓口業務、検査、監視等を検査等対象の状況に合わせて実施する業務、システムの運用、管理等のシステム稼働時間に合わせて勤務する業務等を行う職場についても、必要な人員や体制が確保できれば適用できると考えられる。

したがって、基本的には、希望する職員の申告を経た上で、必要な体制が確保されるよう、必要に応じて勤務時間帯や勤務時間数を変更しつつ、適用することとなる。

ただし、以下のような事情により、現状では通常勤務時間以外での割振りによっては必要な体制が確保できないという場合には、公務の運営に支障が生じるものとして、原則として適用できない取扱いとなることも考えられる。なお、この場合に該当するかの判断は、各省各庁の長が各職場ごとに行うものとする。

- ・ 人員状況（職員数が少なく、執務時間中全職員の勤務が必要）
- ・ 業務内容（勤務を要する時間帯が通常勤務時間に集中している）
- ・ 職員の業務分担（代理困難、全員で行う必要がある）
- ・ 繁忙時間帯（朝夕に全員がそろふ必要のある繁忙時間帯がある）

原則として適用できない取扱いとする場合においても、育児又は介護を

行う職員等配慮を行うことが相当な事情を有する職員（育児介護職員等）については、申告を経た上で、必要な体制を確保するための工夫を行うことなどにより、適用するよう努めるものとする。

## 2 運用に当たっての留意事項

運用に当たっては、以下の点に留意されたい。

ア 「希望する全ての職員に適用すると公務運営に支障が生じる」場合には、育児介護職員等を優先してフレックスタイム制の適用を認めることが考えられる。また、育児介護職員等以外の職員間の調整については、各職場において、職員の理解を得ながら、業務の必要に応じ、公平・公正に対応することが求められる。

イ 各省各庁の長においては、仕事の進め方の見直し等必要な体制を確保するための工夫も併せて行い、希望する全ての職員に適用が可能となるよう努められたい。

以 上

## 民間労働者のフレックスタイム制及び休憩時間関係条文

### ○ 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（労働時間）

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十二条の二 （略）

② 使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。

第三十二条の三 使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定に委ねることとした労働者については、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは、その協定で第二号の清算期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が第三十二条第一項の労働時間を超えない範囲内において、同条の規定にかかわらず、一週間において同項の労働時間又は一日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。

一 この項の規定による労働時間により労働させることができることとされる労働者の範囲

二 清算期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が第三十二条第一項の労働時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、三箇月以内の期間に限るものとする。以下この条及び次条において同じ。）

三 清算期間における総労働時間

四 その他厚生労働省令で定める事項

② 清算期間が一箇月を超えるものである場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「労働時間を超えない」とあるのは「労働時間を超えず、かつ、当該清算期間をその開始の日以後一箇月ごとに区分した各期間（最後に一箇月未満の期間を生じたときは、当該期間。以下この項において同じ。）ごとに当該各期間を平均し一週間当たりの労働時間が五十時間を超えない」と、「同項」とあるのは「同条第一項」とする。

③ 一週間の所定労働日数が五日の労働者について第一項の規定により労働させる場合における同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分（前項の規定により読み

替えて適用する場合を含む。)中「第三十二条第一項の労働時間」とあるのは「第三十二条第一項の労働時間(当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、労働時間の限度について、当該清算期間における所定労働日数を同条第二項の労働時間に乗じて得た時間とする旨を定めたときは、当該清算期間における日数を七で除して得た数をもつてその時間を除して得た時間)」と、「同項」とあるのは「同条第一項」とする。

- ④ 前条第二項の規定は、第一項各号に掲げる事項を定めた協定について準用する。ただし、清算期間が一箇月以内のものであるときは、この限りでない。

第三十二条の三の二 使用者が、清算期間が一箇月を超えるものであるときの当該清算期間中の前条第一項の規定により労働させた期間が当該清算期間より短い労働者について、当該労働させた期間を平均し一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合においては、その超えた時間(第三十三条又は第三十六条第一項の規定により延長し、又は休日に労働させた時間を除く。)の労働については、第三十七条の規定の例により割増賃金を支払わなければならない。

(休憩)

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

- ② 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。
- ③ 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

## ○ 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)(抄)

第十二条の二 使用者は、法第三十二条の二から第三十二条の四までの規定により労働者に労働させる場合には、就業規則その他これに準ずるもの又は書面による協定(労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。)において、法第三十二条の二から第三十二条の四までにおいて規定する期間の起算日を明らかにするものとする。

- ② (略)

第十二条の三 法第三十二条の三第一項(同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)第四号の厚生労働省令で定める事項は、

次に掲げるものとする。

- 一 標準となる一日の労働時間
  - 二 労働者が労働しなければならない時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻
  - 三 労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻
  - 四 法第三十二条の三第一項第二号の清算期間が一箇月を超えるものである場合にあつては、同項の協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）の有効期間の定め
- ② 法第三十二条の三第四項において準用する法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様式第三号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第十五条 使用者は、法第三十四条第二項ただし書の協定をする場合には、一斉に休憩を与えない労働者の範囲及び当該労働者に対する休憩の与え方について、協定しなければならない。

- ② （略）